## 自治体委託業務等災害補償保険 保険料・補償内容

| A プラン(約定履行費用保険)<br>補償項目   | 保険金額  | 保険料  | 保険金の<br>お支払い先  |
|---|---|--|--|
| 死亡見舞金・後遺障害見舞金<br>(委託業務上の災害 (疾病・ケガ) により 180 日以<br>内に死亡又は後遺障害が生じた場合)                | 1,000万円   | (委託料等※1 1,000円※2につき)   | 自治体等<br>におする<br>におす。<br>※定のを被いる<br>のを被いる<br>のを被いる<br>のを被いる<br>のをを<br>のを<br>のを<br>のを<br>のを<br>のを<br>のを<br>のを<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の |
| 療養費見舞金 (委託業務上の災害 (疾病・ケガ)<br>により療養費用が発生した場合)                                       | 療養に必要な費用<br>(実費)  | 12.1 十八<br>※1 委託料とは、委託料、報奨金、謝礼金その他のいかなる名称を問わず、委託業務の対価・活動に対する報信である報告にて、自一切の活動体等の金銭をいいてする。委託判等に加えて実費 |  |
| 休業補償見舞金 (支払限度日数:30日/委託業務上の災害 (疾病・ケガ)による療養のために勤務・その他の業務に従事できない場合で、給与等を得ることができない場合) | 日額4,000円  |  |  |
| 葬祭費用見舞金 (委託業務上の災害 (疾病・ケガ) により死亡され自治体等が葬祭費用の給付を行った場合)                              | <b>5 0 万円</b> を支給している場合は実費<br>も加えてください。<br>※2 委託料等は保険年度 |  | 観を保険去社が<br>ら自治体等にお<br>支払いします。  |
| 介護見舞金 (委託業務上の災害 (疾病・ケガ) により所定の状態に該当した場合)  | 3 0 0 万円<br>(一時金)                                       | の2年前の決算書の金額とします(分からない場合は、<br>見込み金額とします)。   |  |

| B・Cプラン<br>(傷害総合保険)補償項目                             | B プラン保険金額                                     | Cプラン保険金額               |  |
|--|---|------------------------|--|
| 死亡・後遺障害 (委託業務上の災害 (ケガ) により 180 日以内に死亡又は後遺障害が生じた場合) | 1,000万円                                       | 500万円                  |  |
| 入院保険金日額 (支払限度日数:180日/委託<br>業務上の災害 (ケガ) により入院された場合) | 10,000円                                       | 5,000円                 |  |
| 手術保険金 (委託業務上の災害 (ケガ) により<br>手術を受けた場合)              | 手術の種類により入院保険金日額の5~10倍                         |                        |  |
| 通院保険金日額 (支払限度日数:90日/委託<br>業務上の災害 (ケガ) により通院された場合)  | 5,000円  | 3,000円                 |  |
| 介護補償 (委託業務上の災害 (ケガ) により所定の状態に該当した場合)               | 300万円   | 100万円                  |  |
| 保険料(補償対象者1名当たり)<br>※対象者の名簿は常時備えつけいただきます。           | A級13,630円<br>B級35,560円                        | A級 7,300円<br>B級19,120円 |  |
| 保険金のお支払い先  | <b>被災者又はその遺族</b><br>※保険会社が認定し、被災者等に直接お支払いします。 |                        |  |

## B・Cプランの職種級別について

| 職種級別 | 職業・職種   |  |  |
|------|---|--|--|
| A 級  | 下記以外  |  |  |
| B 級  | 木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者 |  |  |

※ オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自動車競走選手、猛獣取扱者 (動物園の 飼育係を含みます。)、モーターボート競走選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

なお、プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

※ B・Cプランは疾病による事故は対象外となります。